

# シンポジウム 「どうなる？ 土壤汚染対策」の報告

来年1月に予定されている土壤汚染対策法の施行を前にして、10月25日に、土壤汚染の実態、土壤汚染対策法の内容と問題点、今後の課題などを考えるシンポジウムを開催しました。

- 基調講演：「土壤汚染対策法の意味と課題」大阪市立大学大学院教授 畑明郎
- 現地からの報告：さいたま西部・ダイオキシン公害調停を進める会 国民会議常任幹事 山田久美子
- パネルディスカッション

パネリスト 環境省水環境部土壤環境課 黒川陽一郎  
残土・産廃問題ネットワーク・ちば 藤原 寿和  
大阪市立大学大学院教授 畑 明郎  
国民会議事務局次長・弁護士 中村 晶子

## <基調講演>畑 明郎さん

畑さんから、日本の土壤・地下水汚染問題と対策の歴史、最近の市街地土壤・地下水汚染の事例（大阪市此花区の高層住宅高見フローラルタウン敷地の水銀・砒素・鉛・セレン・カドミウム等による汚染の例、ユニバーサルスタジオジャパン敷地の鉛・砒素・総水銀・セレン・六価クロム等の汚染の例、滋賀県八日市市・近江八幡市周辺の地下水広域汚染の例など）、鉍害と主要な金属精錬所などについて、豊富な写真や図表を示しながらご紹介がありました。

土壤汚染対策法が汚染土壤対策として政令・技術的指針で定める汚染土壤の封じ込めについて、フローラルタウン敷地の現地封じ込め計画の例などを紹介しながら、コンクリートは30～50年で劣化してしまうこと、遮水シートは10年ももたないこと、アスファルトも10～20年程度しかもたないこと、粘土は水をとおしにくいとはいっても全くとおさないわけではないことなどから、完全な封じ込めは今の技術では不可能であるとの具体的な説明がありました。

畑さんは、土壤汚染対策法は不十分というより無い方がいい法律だと指摘されました。

## <現地からの報告>山田久美子さん

産業廃棄物の都心からの大量流入と、焼却処理場の集中、違法な野焼き、不法投棄で苦しんできた埼玉西部地域、特に通称くぬぎ山では、住民運動、法規制などの動

きから焼却炉は減ってきているが、一旦できてしまった産業廃棄物の流れ自体は変わらず、現在も破砕や不法投棄状の放置された巨大なゴミ山に悩まされていること、くぬぎ山再生事業と銘打った施策によってあたかも解決したような感を与えるが、その裏でこのような行為が未だに野放しとなっていること。また、特に深刻なのは、2001年暮れから活発化した残土の流入で、ちょうど土壤汚染対策法案が検討され始めたころと一致するため、成立前後の混乱に乗じて不審な業者が地主に貸与を持ちかけたり、詐欺行為によって地主も知らない間に大量の残土が搬入されるという事件が起きていること、里山の木々を切り払い、深さ14m～15m、幅20m、奥行き100m～200mの巨大な穴を掘り、10トントラックで受けてきた残土（汚泥?）によって短期間に埋め尽くし、さらにその上に積めるだけ積んで巨大な山を築いて、業者自身は行方をくらます。このようにしてできた残土の山が現在3個あることなどが、現地の写真を示しながら報告されました。

## <パネルディスカッション>

### ●藤原寿和さん

千葉県は1960年代の高度経済成長期に首都圏から排出される産業廃棄物や建設残土の格好の捨て場とされてきたため、県下の市町村では他県に先駆けて残土壤例を制定して自衛策を講じてきたこと、当初は盛り土の崩落による安全性が問題とされたが、その後有害物質が混入し



土壤汚染防止対策のあり方をめぐって活発な意見交換が行われたシンポジウム=新井喜代次さん写す。

た産廃が残土に混ぜられて捨てられるようになって以降、埋立土砂や残土等の地質汚染防止の面から、県が全国に先駆けて土質規制を目的に残土条例を制定したこと。しかし、条例には①残土処分に立地制限が設けられていない、②市町村の条例には定められていた住民説明会の義務づけがない、③残土の発生元の確認及び搬入される土質の検査体制の不備等から違法処分が見過ごされてきた、などの指摘の後、最近では残土に焼却灰や有害な産廃をアンコにして混ぜて投棄するという悪質な「残土処分」（実際には産廃の不法投棄）が横行し、また過去に投棄された産業廃棄物の埋立場所から河川や地下水に内分泌かく乱化学物質などの有害物質が流出して問題となるケース、環境省が毎年都道府県に依頼して実施している井戸等地下水調査の結果千葉県が全国で一番汚染井戸の検出率が高いなどの実体が紹介されました。

今回の土壤汚染対策法では、こうした過去に埋め立てられた残土や産廃中に含まれていた有害物質の河川や地下水への流出による汚染問題に対しては、効力が及ばないという問題点を抱えていること、六価クロム事件以来20年以上にわたって市街地における土壤汚染防止法は制定されず対策が立ち遅れたこと、国土を格子状のメッシュに切ってその格子点の土壤調査を行って汚染状況を把握するオランダの例、ポジティブ・マップ、ネガティブ・マップを作成し、水源地域等には廃棄物処分場など地下水の汚染をもたらすような施設の立地を制限する制度を設けて汚染の未然防止対策を講じているドイツの例

を紹介し、日本もこうした取組を行うよう制度化すべきだと指摘されました。

#### ●黒川陽一郎さん

土壤汚染対策法の制定経過、同法の目的、特定有害物質、土壤汚染状況調査、土壤汚染による健康被害の防止措置、指定調査機関、指定支援法人等新法の概要、政令・技術的基準の概要、施行スケジュールなどについて説明されました。

#### ●中村晶子さん

市民の立場から見て、新法は事後対策法にすぎず、しかもごく限られたケースについて不十分な対応をするだけのものであること、畑さんの指摘のように事後対策はどれも不完全である以上、大切なのは未然防止であること、いまとなっては運用を注意深く見守りながら附帯決議を足がかりに改正を働きかけていかなければならないこと、情報を開示して市民参加の道を開くことが大切であることなどの指摘がありました。

質疑：会場からは、黒川さんに対する質問・意見が相次ぎましたが、その一部を紹介します。

Q1. 経産省と環境省は法案の閣議決定に際して、鉱山保安法の管理区域を新法の対象外にする旨の合意をしたときいているが、なぜか。

A1. なにもしないというわけではなく、どちらでやるかの問題。経産省がやるというので、そちらにまかせるということになった。

Q2. 未然防止の観点が無く、土壤汚染問題の長期的展望も感じられないが？

A2. 土壤汚染ははまだ全体像が見えていないので、この法律は個々の問題のケースをつぶしていくという観点で作られている。

Q3. 健康被害の防止措置として汚染土壌を浄化させるべきなのに、なぜ覆土でよしとするのか。

A3. 浄化が望ましいのはわかっているが、どこまでやらせるのか、費用もかかるのでイヤだと言う者に罰則付きの命令で浄化まで強制するのは難しいのではないかと議論だった。

(文責：広報委員会)

# 「くぬぎ山」から煙が消えた

所沢にきれいな空気をとりにどす会

渋木 幸子

## 煙を止めた12年間の闘い

埼玉県西部の「くぬぎ山」に集中していた建築廃材などの産廃焼却施設が12月1日までに姿を消し、私たち周辺住民は12年ぶりに新たなダイオキシン汚染の心配から解放されました。「くぬぎ山」にある産廃焼却施設は埼玉県と関係3市1町の手で撤去され、そのあとに樹木が植えられて林が再生されることになっています。

私は「くぬぎ山」に隣接した地で小さな声をあげ、「ダイオキシンの発生を何としてもなくさなければ」と警鐘を鳴らし続けてきました。辛い活動でしたが、12年間の悲願が今、ようやく実を結び、とても喜んでます。これも、問題解決のため協力して下さった専門家、報道関係者、環境保護団体を始めとする全国の皆様のおかげです。

## 産廃の野焼きから小型焼却炉へ

「くぬぎ山」は所沢、川越、狭山の3市と三芳町にまたがる広大な雑木林。今では武蔵野の風景を残す貴重なものとなっています。この雑木林は1696年、川越藩主柳沢吉保の命を受けた家臣たちが開発した耕地「三富新田」を風から守る防風林として造成された、すばらしい文化遺産です。私はこれに魅せられ、「くぬぎ山」が庭先に広がる場所を「終の住みか」と決め、1981年に移り住んだのでした。

それから10年後の1991年2月、「くぬぎ山」で産廃を焼く野焼きの黒い煙が上がり始めました。わが家から100メートルほどの狭山市の林の中に、2業者が林にボールのような穴を掘り、運んできた建築廃材や廃プラスチックなどを投げ込んで燃やしたのです。夜ともなると、消え残りの火が燃え広がり、番犬もおびえる日々が続きました。

1992年までは孤独な1人だけの闘いでした。再々の苦情の末、埼玉県と所沢市の職員がいきなり来て、「小型焼却炉設置の指導をします。小型でも法の厳しい網を被せられる」というのです。

しかし1994年に1日の処理能力5トン未満の小型焼却炉2基が建設され、そのあと小型焼却炉が建ち並んで、半径500メートル以内に15カ所もの炉がひしめく産廃焼却炉密集地帯が出現しました。黒煙や灰の排出量はますますひどくなり、悪臭も放ち始めました。

## 1994年7月のNHKのニュースに

1994年7月、全国処分場ネットワークによる電話相談110番に「助けてください」と訴え、それ以来、処分場ネットワークは「助けの神」になりました。しかし、この頃から農家の長老や自治会長、農家代表の市議会議員から「活動をやめろ」という電話が頻繁にかかってくるようになりました。私は「雑木林が好きですから。一緒に頑張りましょう」と説得に努めたのですが、「新参者は黙れ」と怒鳴り、聞く耳を持ちません。そればかりか、わが家の車庫の車のタイヤにくぎが刺されるようになり、その回数は95年までに15回に及びました。

処分場ネットワークが「雑木林を守りたい」という私たちのために弁護士を差し向けてくれました。これを機に、近くの7件で「所沢にきれいな空気をとりにどす会」を結成したのですが、提訴には至りませんでした。「とりにどす会」は厚生省や環境庁、埼玉県などにダイオキシン発生防止対策の実施を要望しました。

94年12月、止めよう！ダイオキシン汚染・関東ネットワークの方々の現地見学会があり、参加者は悪臭と松の立枯れに驚いていました。産廃業者は申し合わせたようにドーベルマンにほえさせて威嚇しました。

この見学会の後、多くの賛同者のご協力により、ヘリ



新緑の美しい「くぬぎ山」雑木林＝1997年6月、赤木さん写す。

からの産廃焼却炉集中地域の空中写真撮影が実現し、貴重な資料となりました。

## 宮田教授が土壤汚染実態を明らかに

1995年1月、摂南大学薬学部の宮田秀明教授（環境科学・食品衛生学）を「くぬぎ山」に案内しました。宮田教授は雑木林内の10カ所で土壌を採取、同年12月6日、その分析結果を発表しました。

それによると、産廃焼却炉跡の焼却灰から1グラム当たり4,287ピコグラム、廃止された炉から2,075ピコグラムという極めて高い濃度のダイオキシンが検出され、野焼き跡の土壌と灰はそれぞれ同552ピコグラム、442ピコグラム、6地点の一般土壌は最高218ピコグラム、最低96ピコグラム、「くぬぎ山」から4キロ南の航空公園内2カ所の一般土壌も104ピコグラムと93ピコグラムでした。

日本の表層土壌の1グラム当たりのダイオキシン濃度は数ピコグラムから10ピコグラム前後。これに比べて「くぬぎ山」の土壤汚染レベルの非常に高いことがこの調査で分かりました。幼児の遊ぶ公園の汚染も大きな衝撃でした。

## 県と市が隠していた基準の150倍

97年9月5日、所沢市はごみ焼却炉の排ガスから1立方メートル当たり最高1万2000ナノグラム（ナノは10億分の1）という高濃度のダイオキシンを検出していたに

もかかわらず、県環境部と一緒にデータ隠しをしていたことが新聞報道で明るみに出ました。8日、市民団体のメンバー約50人はプラカードを持って市役所に押しかけ、市長に強く抗議。市長が陳謝し、土屋義彦埼玉県知事も「県民への背信行為。詫びたい」と謝りました。

98年3月、学生など総勢650人の若者たちが所沢と池袋に集い、「いのちが大事。煙を止めて！」などと書かれたプラカードを持ち、ダイオキシンの発生防止を訴えてデモ行進しました。この年にはダイオキシン汚染に反対する住民たちが47の業者と操業を許可した埼玉県を相手取り公害調停を県公害審査会に申請しました。

## 全産廃施設を撤去し、跡地に植樹

「くぬぎ山」と、その周辺にピーク時、64基を数えた産廃焼却施設が12月1日までにゼロになるため、埼玉県と関係4市町は施設撤去後の跡地に植樹し、「くぬぎ山」の自然再生を図ります。そのための予算は昨年12月に環境省の「ふるさと自然再生事業」（2000万円）が認められ、国土交通省による600万円の追加もあり、これを基に県・市が具体的に事業を進めることになりました。

ダイオキシン土壤汚染処理の問題は残りますが、林立していた焼却炉がゼロになり、緑豊かな三富新田の「くぬぎ山」を辛うじて次の世代に引き渡すことができそうです。何度となく家族に危害が加えられそうになったことさえあったことを考えますと、こうして解決の方向を見出したことは不思議なくらいです。本当にありがとうございました。

# 「くぬぎ山」産廃焼却問題の教訓

国民会議常任幹事・江戸川大学講師

川名 英之

## 焼却施設の集中は防げなかったのか

埼玉県所沢、川越、狭山、三芳の4市にまたがる「くぬぎ山」には建築廃材など産廃の焼却施設が図に示されているとおり、ピーク時、半径500メートル以内に15基、「くぬぎ山」の周辺地域を含めると、50基を超える集中ぶりでした。これらの焼却施設はダイオキシン排出規制の強化に対応できず、12月1日までに焼却をやめることになりました。埼玉県と関係4市は国の方針に基づいて産廃施設を撤去し、樹木を植えて損なわれた自然を再生する計画を進めています。

「くぬぎ山」への産廃焼却施設の集中と、建築廃材などの焼却によるダイオキシン汚染は全国でも例のないひどさでしたから、産廃焼却に反対する地域住民の願いは洪水幸子さんの記事にも書かれているとおり切実でした。

問題がひとまず解決した、この折に、なぜ「くぬぎ山」に産廃焼却施設が自然発生的に集中し、行政はそれを長い間、止めることができなかったのか—について考えてみましょう。

「くぬぎ山」産廃焼却施設の集中立地問題の経過を検証することは、このような事態を繰り返さないための教訓となるでしょう。

## 焼却施設集中を止めなかった埼玉県

「くぬぎ山」に産廃の中間処理業者や自社処分業者が入り込んで来たのは1980年代の初め。この地は巨大都市東京に隣接し、関越自動車道路インターチェンジのすぐ近くにあるため、焼却処理場にされやすいという地理的な状況にあったのです。当時、「くぬぎ山」に土地を持

つ人の中に相続税や固定資産税を払えなくなった人がいたことに目をつけて土地を買い取り、焼却処理を始めたケースもありました。

廃棄物行政は国の機関委任事務で、埼玉県が実施できる権限には限界があるのは確かです。しかし埼玉県は東京などからの建築廃材などの流入を規制しませんでした。当時、廃棄物行政を県に委任していた厚生省はダイオキシン汚染防止対策の必要性を認識していませんでしたから、廃棄物処理法の改正などの有効・適切な対策も取りませんでした。

業者が建築廃材などの野焼き（1992年に禁止）を始めた1991年ごろから県は行政指導で小型焼却炉の設置を勧め、資金難の業者には補助金を出しました。その結果、5トン未満の小型焼却炉が急ピッチで増えて全国最大の産廃焼却炉集中地域となり、ダイオキシン排出量が野焼きとあまり変わらない小型焼却炉群による環境汚染が長い間、続きました。

1997年に厚生省が焼却炉のダイオキシン類排出濃度の新基準を設定、5年後の2002年12月から適用することを決めました。新基準に対応できない小型焼却炉が今回、廃止に追い込まれたわけです。

## 新たに発生した残土埋立て問題

国民会議主催シンポジウム「どうなる？ 土壌汚染対策」の中で、「さいたま西部・ダイオキシン公害調停をすすめる会」に所属し、国民会議常任幹事でもある山田久美子さんが報告したとおり、「くぬぎ山」では昨年11月から業者が巨大な素掘りの穴をいくつも掘って残土やアスファルトの混じった汚染土を投棄し、埋め立てました。土壌や地下水を汚染する恐れのある、このような行為に

対し、国や県はこれを規制する措置を取っていません。

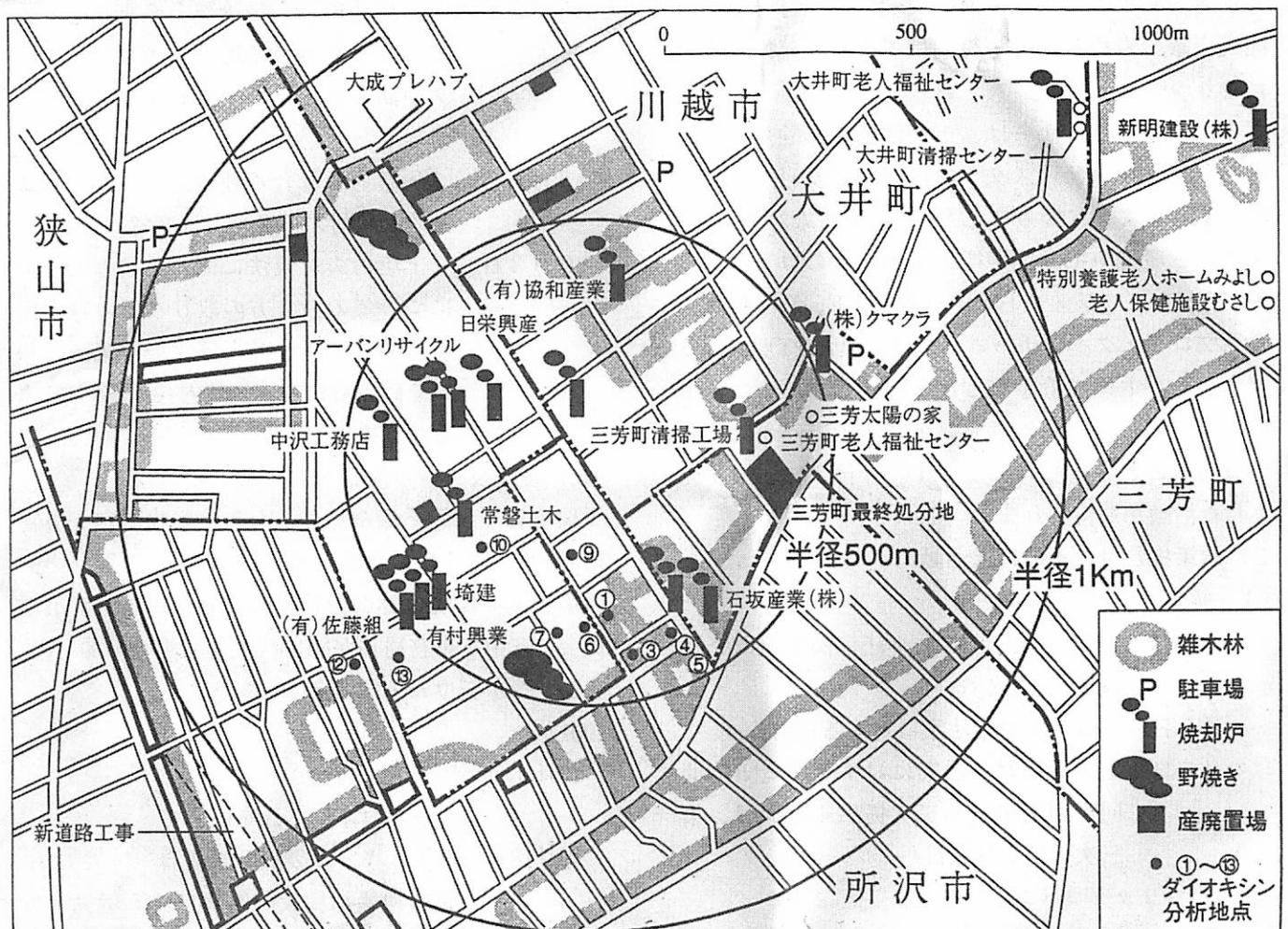
「ダイオキシン公害調停をすすめる会」は、このような土砂の埋立てによる土壌・地下水の汚染を防止するための対策として①「土壌汚染対策法」の政省令に残土規制に関する事項を盛り込む、②「廃棄物処理法」の改正時に建設事業によって発生した残土を「廃棄物」と位置づける、③「残土規制法」を制定する—のいずれかの法規制措置を提案しています。

豊かな自然資源である「くぬぎ山」を環境汚染から守

るために、残土投棄問題への新たな取組みが必要になっています。また、これから始まる産廃焼却炉撤去後の跡地のダイオキシン汚染土壌処理も、住民に納得できるような対策を実施して欲しいものです。

「くぬぎ山」への産廃焼却施設の集中にも、今度の残土の埋立てに対しても、行政は有効・適切な対応はゼロでした。環境汚染防止にもっと積極的になるよう政治・行政を変えていく必要があるでしょう。

### 埼玉県西部の「くぬぎ山」産廃施設マップ



筆者注) 調査地点②、⑧、⑪は産廃焼却炉密集地の南約4キロの航空記念公園ほか1カ所。

出所)「止めよう!ダイオキシン汚染さいたま実行委員会」資料